

あま市消防団
災害時活動マニュアル
(概要版)



平成27年3月策定

あま市消防団

目 次

第 1 編 火災編

1	出動指令の流れ	1
2	出動指令の流れ	2
3	出動時の留意事項	2
4	活動時の留意事項	2

第 2 編 風水害編

1	参集基準	3
2	参集場所	3
3	参集後の活動	4

第 3 編 地震編

1	参集基準	5
2	参集場所	5
3	参集途上での活動	5
4	参集後の活動	6

第4編 安全管理と活動のポイント

1	避難誘導	8
2	捜索・救助	8
3	火災防ぎよ	9
4	応急救護	9
5	現場指揮	9

第1編 火災編

1 出動するに当たり

【市消防団火災出動基準】

区 分	出 動 基 準	召集規模
第1次出動	火災覚知と同時に当該火災現場の区域を管轄する分団が出動し、初期防御及び消防警戒区域設定等の任務に当たるものとする。	該当する分団が対応
第2次出動	消防団長の命令により、当該火災現場の区域の方面隊に所属する分団が出動し、その任務に当たるものとする。	消防団員参集メールにて該当する方面隊へ召集
第3次出動	第2次出動に更に増強の必要があるとき、又は同時若しくは連続して火災が発生したときは、消防団長の命令を受けた分団が出動し、その任務に当たるものとする。	消防団員参集メールにて全団員を召集

【出動区域】

火 災 発 生 区 域	第1次出動	第2次出動	第3次出動
甚目寺	第1分団	東方面隊	全団員
本郷、坂牧	第2分団		
下萱津、中萱津、上萱津	第3分団		
栄、西今宿	第4分団		
森、方領、石作、小路	第5分団	北方面隊	
新居屋	第6分団	西方面隊	
二ツ寺、東溝口、花長、富塚、古道	第7分団		
木田、花正、木折、金岩	第8分団		
蜂須賀、森山、中橋、丹波	第9分団	南方面隊	
篠田、北苺、小橋方、乙之子	第10分団		
沖之島、遠島、安松、秋竹	第11分団		
桂、下田、川部	第12分団	南方面隊	
伊福、下之森、徳実	第13分団		
鷹居、鯉橋	第14分団		

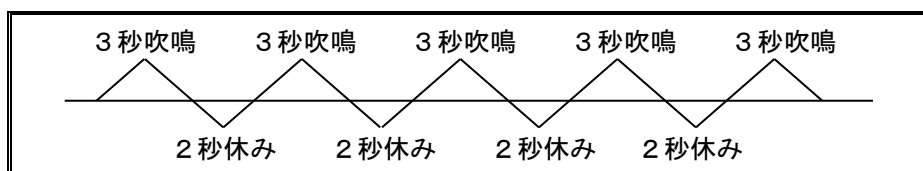
2 出動指令の流れ

- ① 119番通報者から海部地方消防指令センターに火災情報
↓
- ② 海部東部消防組合へ出動連絡
↓
- ③ 建物火災を認知した時点であま市消防団事務局（安全安心課）へ連絡
↓
- ④ 消防団員参集メール及びサイレン吹鳴にて団員召集
↓
- ⑤ 火災現場にて団長の指揮の下、活動する。

3 出動時の留意事項

出動に際しては、原則として活動服、ヘルメット、手袋を着用し、各分団詰所へ参集し、火災発生のサイレンを吹鳴する。

《火災発生時サイレン吹鳴基準》



必要に応じ、防火服等を着用して、消防団積載車に2人以上が乗車し、出動する。

4 活動時の留意事項

- (1) 消火栓、防火水槽の蓋は、転落防止のため吸管を伸長してから開放し、消火栓開閉器具は、吸管離脱まで抜かないこと。また、水槽等の蓋を開けた場合、必ず団員はそこを離れない。
- (2) 消火栓、貯水槽、池等の水利に通行人などが転落する危険性のあるときは、ロープまたはコーンなどで表示し、注意喚起のため団員を1人以上配置する。
- (3) 機関員は、筒先部署までに時間を要する場合又は筒先位置が確認できないときは、「放水始め」の伝令を待って送水する。
- (4) 火災時は、消防車両が路上駐車することとなるため、交通整理を行うよう必要な人員を確保する。
- (5) 疲労や緊張弛緩から注意力が散漫になるので、適宜交替や作業分担を行って、疲労の軽減を図り注意力の持続を図る。
- (6) 使用した水利の確認。使用した防火水槽の注水や蓋の確認は必ず行う。
- (7) 帰隊後は直ちに資機材の積み替えを行うとともに、使用したホースの洗浄、放口、吸口、ドレンコック等を確実に閉鎖するなど次の出動に備える。

第2編 風水害編

1 参集基準

区分	配備基準	参集規模
第1非常配備 (準備配備)	1 強風、大雨、洪水の注意報のうち、いずれかが市内に発表され、総務部長が指令したとき。 2 その他、総務部長が必要と判断したとき。	召集なし
第1非常配備 (初動体制)	1 暴風、暴風雪、大雨、洪水の警報のうち、いずれかが市内に発表され、総務部長が第1非常配備を指令したとき。 2 河川の警戒水位を超過するおそれがあるとき。 3 その他、総務部長が必要と判断したとき。	必要に応じ消防団員 参集メールにて召集
第2非常配備 (警戒体制)	1 初動体制をとるべき警報が発表され、本部長が相当な被害発生を勘案し、第2非常配備を指令したとき。 2 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで本部長が必要と認めたとき。 3 河川の危険水位を超過するおそれがあるとき 4 その他、本部長が必要と判断したとき。	必要に応じ消防団員 参集メールにて召集
第3非常配備 (非常体制)	市内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象若しくは人為的原因による甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、本部長が第3非常配備を指令したとき。	消防団員参集メール にて全団員を召集

※消防団員参集メール又は分団連絡網により参集指示がされる。

2 参集場所

- 団長、副団長、方面隊長・・・市役所本庁舎
- 他団員・・・各分団詰所（車庫）

3 参集後の活動

(1) 危険区域の警戒、監視

警戒、監視中に、被害が発生するおそれ、又は被害の発生を確認したら直ちに、消防団指揮本部に連絡するとともに、通行止め等できる限りの応急措置を実施する。

(2) 水防活動

水防活動資機材については、水防倉庫から調達し、又不足による必要な資機材は、消防団指揮本部に連絡し早めに確保、運搬に努める。

(3) 広報活動

消防団指揮本部からの要請により市の広報車とともに積載車で「避難準備情報、避難勧告、避難指示」周知のための広報活動を実施する。

(4) 避難誘導

付近住民と協力しながらできるだけ早めに集団避難するようにし、誘導にあたっては、危険と思われる経路は避け安全に避難できるよう努める。

≪「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」について≫

避難準備情報

災害の発生する可能性が高まった状況で、住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、特に避難行動に時間を要する高齢者や障がい者などの避難行動要支援者等に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの

避難勧告

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況で、災害によって被害が予想される地域の住民に対して、避難を勧めるもの

避難指示

災害の前兆現象の発生や現在の逼迫した状況から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況や既に災害が発生した状況で、住民に対し、避難勧告よりも強く避難を求めるもの

避難勧告よりも急を要する場合や人に被害が出る危険性が非常に高まった場合に発表する。

第3編 地震編

1 参集基準

区分	配備基準	参集規模
第1非常配備 (準備配備)	1 市内において震度4の地震が発生したとき。 2 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき。	必要に応じ消防団員参集メールにて召集
第1非常配備 (初動体制)	1 市内において震度4の地震が発生した場合において、総務部長が第1非常配備を指令したとき。 2 東海地震注意情報が発表されたとき。	必要に応じ消防団員参集メールにて召集
第2非常配備 (警戒体制)	1 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 2 東海地震予知情報が発表されたとき。 3 その他、本部長が必要と判断したとき。	必要に応じ消防団員参集メールにて召集
第3非常配備 (非常体制)	1 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。 2 その他、本部長が必要と判断したとき。	全団員を召集 (自動的に参集)

※消防団員参集メール又は分団連絡網により参集指示がされる。

※震度5強以上の地震が発生した際は全団員が各分団詰所等に自動的に参集する(第3非常配備体制が発令されたとみなす)。

2 参集場所

- 団長、副団長、方面隊長・・・市役所本庁舎
- 他団員・・・各分団詰所(車庫)

3 参集途上での活動

(1) 情報収集、被害状況把握

消防団員が参集途上において行う情報収集や対応活動は極めて有効である。収集した情報は、その後の消防活動に大きく影響する可能性があることを団員一人ひとりが認識し、積極的に収集、報告等を行うことが重要である。

(2) 災害対応

参集途上における消火・救出等の活動について、速やかに処置可能と判断できる場合や緊急を要する場合は、付近住民等の協力を得るなどして対応すべきであるが、それ以外の場合は、参集することを優先する。

4 参集後の活動

(1) 情報等のとりまとめ

参集途上に把握した情報や活動内容の報告、取りまとめを行う。

(2) 班編成及び行動

分団は、参集状況（人数）、災害の規模や種類、消防団指揮本部からの活動指示・要請に対応できる班編成を分団長等の裁量により柔軟に対応する。

(3) 各班単位での活動

時間経過	消防団指揮本部	分 団	
		指揮班	消火・救助・救出班
地震発生 参集	<ul style="list-style-type: none"> ○参集団員からの情報収集、記録 ○災害対策本部からの情報収集、記録（管内被害状況、災害受付状況、時系列記録など） ○災害対策本部への情報提供（参集団員からの収集情報、団員参集状況、団員活動状況など） ○災害対策本部からの指示、要請に伴う分団員等への活動指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○分団員の参集状況確認、記録 ○参集団員からの情報収集、記録 ○収集情報に基づく活動指示、通報、応援要請など ○消防団指揮本部との調整に基づく分団員への活動指示 ○団指揮本部への情報提供、報告（参集団員からの収集情報、団員参集状況、団員活動状況など） 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害現場における消火、救助、救出活動 ○管内パトロールによる被害状況把握
2・3時間 ～	<ul style="list-style-type: none"> ○上記活動の継続 ○分団参集状況確認 ○分団活動状況確認 ○各分団の把握する被害状況確認 ○団員やその家族の安否情報確認 ○団施設・装備等の被害状況確認 ○分団間の応援派遣の要否検討 ○他団への支援要請の要否検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○上記活動の継続 ○分団員及びその家族等の被災状況等把握 ○未参集分団員の安否確認 ○団施設等の被害状況確認 ○活動団員の疲労度等把握、休憩指示 ○必要資機材、燃料等の把握、調達 ○食料や飲料水等の調達、配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○上記活動の継続

時間経過	消防団指揮本部	分 団	
		指揮班	消火・救助・救出班
24 時間 ～	<ul style="list-style-type: none"> ○上記活動の継続 ○活動長期化に備えた団員の活動ローテーション体制の確立 ○住民広報やパトロールの実施指示（通電開始、ガス開栓時） ○活動内容の把握と検討・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○上記活動の継続 ○活動長期化に備えた団員の活動ローテーション体制の確立 	○上記活動の継続

【初動からの優先順位】

活動内容	初動	3 時間	1 日目	3 日目	4 日目 以降	他機関 との連携
情報収集	◎	◎	◎	◎	◎	○
避難誘導・広報	◎	○	×	×	×	×
消火	◎	◎	◎	◎	◎	×
救出・救護	◎	◎	○	○	×	×
搜索	×	×	○	◎	◎	×
瓦礫撤去	×	×	○	○	◎	○
交通整理	×	×	○	○	○	◎
応援隊との連携	×	×	○	○	◎	○
遺体搬送	×	×	○	○	◎	○
避難所支援	×	×	×	×	○	◎
物資搬送	×	×	×	×	○	◎

※凡例：◎＝原則として行う。○＝必要に応じて行う。×＝原則として行わない。

第4編 安全管理と活動のポイント

震災現場は、阪神・淡路大震災のように倒壊建物や道路の陥没などの危険要因が無数にあり、加えて、東日本大震災のように津波による被害が発生することも想定される。さらに震災現場という異常な雰囲気により、心理も不安定な状況になることから事故発生危険が高くなっている。

こうした中、「事故に遭遇しない」、「事故を起こさない」ように自分の身を守ることが最も重要であり、そのことがその後の消防活動において多くの人命を救出することに繋がることを認識しておく必要がある。

1 避難誘導

- 風向き、火災状況、道路状況等を考慮し、安全な避難経路を見極める。
- 住民に対し、避難方法、避難経路及び避難場所を説明し、安心感を与える。
- 切れた電線、道路の陥没、上方からの落下物などに留意する。
- 歩行不可能な者が居れば、住民等に協力を求め担架等により搬送する。
- 発令される警報や、余震などに注意する。
- 安全な箇所まで要する時間を把握しておく。

2 捜索・救助

- 周囲の人から避難行動要支援者の有無や不明者など、必要情報を収集する。
- 作業しやすい場所から除去・破壊を行う。
- 除去・破壊により建物が倒壊するおそれがあるので注意する。
- 要救助者の状況によっては付近住民の協力を仰ぐとともに、必要資機材（ノコギリやスコップ、梯子、ジャッキなど）の調達についても協力を求める。
- やむを得ず建物内部に進入する際は、余震等による倒壊危険に備え、空間を角材で補強したり、ロープによる固定を行う。
- 周囲の状況（火災の発生や危険物・ガスの漏洩など）や発令される警報に留意するとともに、余震を警戒しながら活動を行う。

3 火災防ぎょ

- 火災の延焼方向に留意し、人命救助優先の活動を行う。
- 消火栓などは使用できないことが考えられることから、防火水槽や自然水利の利用を考慮する。
- ポンプや必要資機材を搬送する際、必要に応じて付近住民に協力を求める。
- 消火活動を行う際には、延焼方向や建物の倒壊に留意するとともに、人命危険や延焼拡大危険の高い地域、また、医療施設や社会福祉施設、避難場所などの消火活動を優先する。
- 火災防ぎょ中や鎮火後においても、地震の揺れと火災の影響により倒壊する危険が高いため、建物内への内部進入は極力行わないものとする。

4 応急救護

- 負傷者に対し、必要な応急手当を施すとともに、応急救護所や付近病院への搬送、また、救急隊の要請を行う。
- 負傷者は、逃げ遅れなどの重要な情報を有している場合があるので、可能な限り聴取し、指揮班などに報告する。
- 血液や嘔吐物からの感染のおそれがあるため、自分の目や口を保護するとともに、手に傷口等ある場合は直接触れないようにする。
- 負傷者の応急手当や搬送、必要資機材の搬送など、人手が必要な場合は付近住民に協力を求める。

5 現場指揮

- 現場をよく確認し、災害の推移を見極めて活動団員の安全確保に努める。
- 長時間作業による疲労に配慮し、休憩や任務分担の変更など安全管理の徹底を図る。
- 団員の士気やチームワークに配慮する。
- 警報や余震等に留意し、危険要素がある場合は活動団員を避難、撤退させる。
- 危険性のある現場では、必要により「安全管理員」を配置する。
- 団員相互に安全管理を図るよう徹底させる。
- 多くの被災者が混乱状態で現場付近にいたことが予想されるので、言動には留意させる。
- 消防団員のみでの活動には固執せず、付近住民に協力を求めながら活動するよう周知する。また、必要資機材の調達についても同様とする。
- 特に緊急時には、速やかに報告することを徹底させる。